

平成 29 年 3 月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成 29 年 1 月内容）

有効求人数	37,237 人	対前年同月比	16.1%増(29 か月連続の増加)
有効求職者数	31,254 人	対前年同月比	3.1%減(81 か月連続の減少)
有効求人倍率	1.12 倍	対前月	0.02P 増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 「ユースエール認定通知書交付式」を開催します

ユースエール認定制度は、平成 27 年 10 月 1 日施行の若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度で、平成 29 年 3 月 16 日鹿児島労働局において、「ユースエール認定通知書交付式」を開催します。

3 平成 28 年の労働災害発生状況（速報）

平成 28 年の労働災害発生状況（1 月末速報）

□ 死亡者数	19 人	前年同期比	2 人（11.8%）増加
□ 休業 4 日以上之死傷者数	1,894 人	前年同期比	219 人（13.1%）増加

第三次産業での労働災害が増加傾向にあるので、当局では、12 次防の最終年度（平成 29 年度）に向け、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業を捉えた「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による店舗や施設における自主的安全衛生管理活動の推進に取り組んでまいります。

4 平成 29 年度労働基準監督官採用試験の実施について

平成 29 年度労働基準監督官の第 1 次試験が平成 29 年 6 月 11 日（日）に実施されますが、鹿児島も第 1 次試験の試験地となっており、鹿児島商工会議所（アイム）ビルで行われます。

1月の有効求人倍率は1.12倍で、 前月を0.02ポイント上回り過去最高となる

鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.12倍となり、12月を0.02ポイント上回り、過去最高となりました。新規求人倍率(同)は1.68倍となり、9月及び12月を0.01ポイント上回り、過去最高となりました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.77倍となり、前年同月(0.63倍)を0.13ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、16.0%増と6か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(22.5%増)は16か月連続の増加、製造業(10.5%増)は3か月連続の増加、運輸業、郵便業(7.8%増)は2か月ぶりの増加、卸売業、小売業(18.4%増)は6か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(29.9%増)は8か月連続の増加、医療、福祉(13.5%増)は15か月連続の増加、他のサービス業(21.9%増)は2か月連続の増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ2.8%増と5か月ぶりの増加となりました。

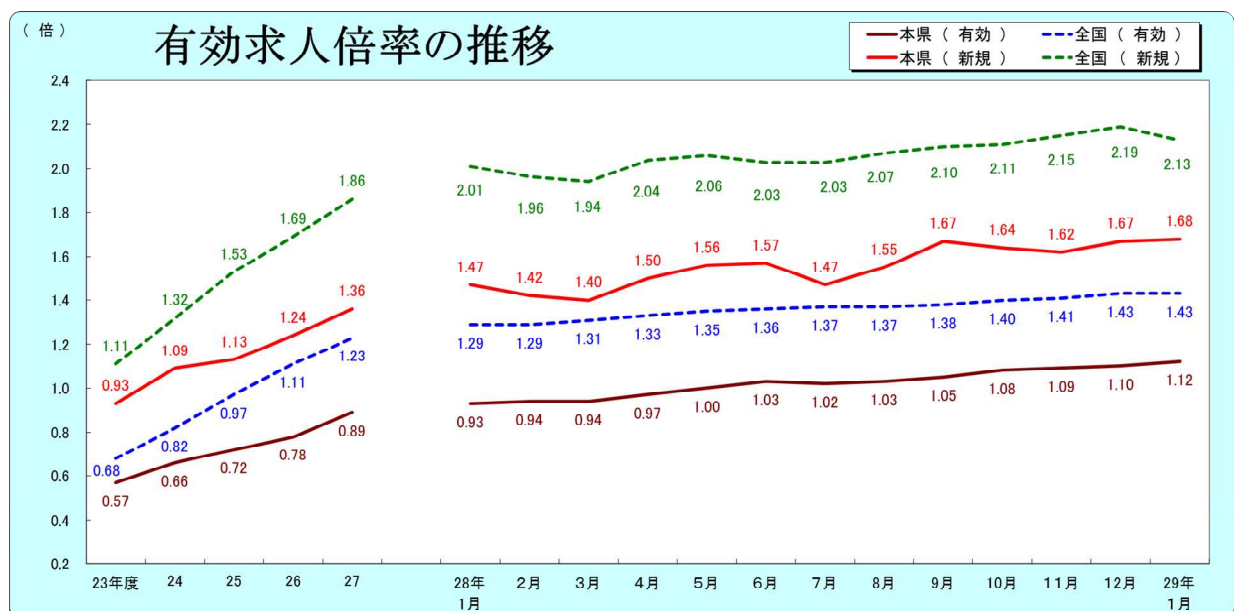
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(7.1%増)は2か月ぶりの増加、離職求職者(0.2%減)は5か月連続の減少、無業求職者(9.4%増)は14か月ぶりの増加となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(13.3%減)は14か月連続の減少、自己都合離職者(3.3%増)は2か月ぶりの増加となりました。

政府の2月の月例経済報告では、設備投資、輸出、輸入、企業収益が前月から上方修正され、個人消費と住宅建設が下方修正されました。他の項目は据え置かれ、景気の基調判断も、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と、据え置かれました。また、雇用情勢も「改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が9か月連続で1倍台となり、有効求人数(同)が、29か月連続で前年同月を上回るなど、全体としては企業の採用意欲は高く、依然として改善傾向にあるものの、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

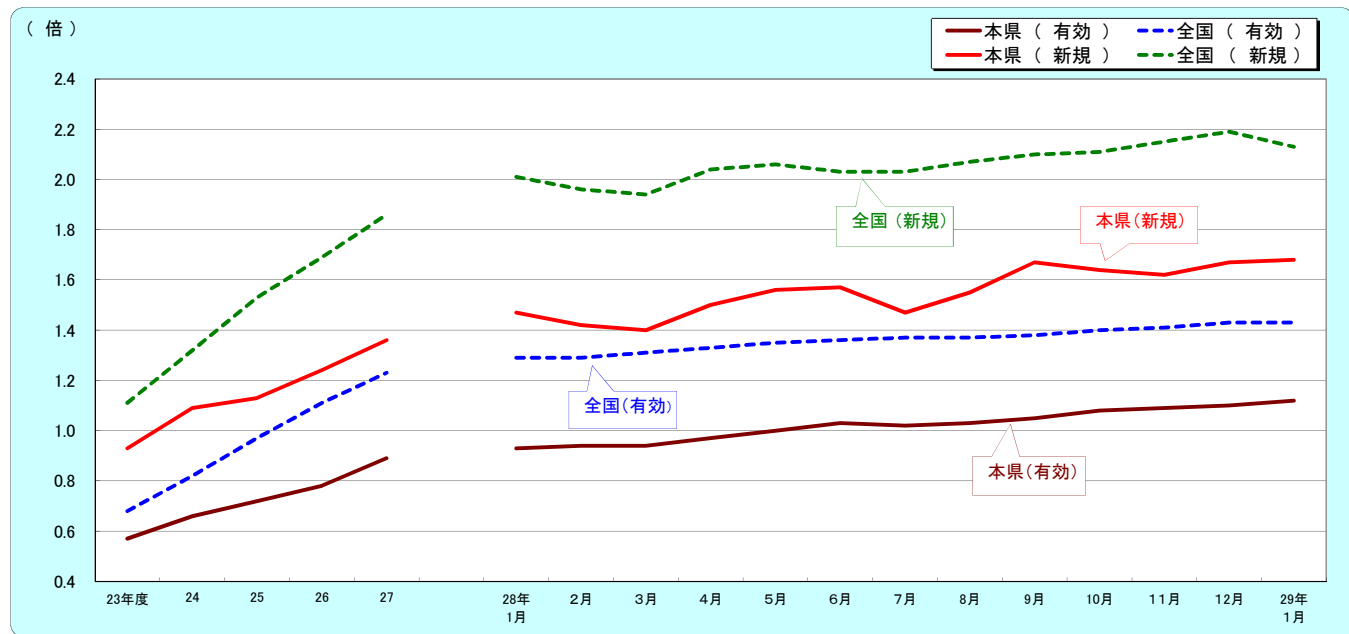


最近の雇用失業情勢 (平成29年1月分)

概 況

- ・鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.12倍となり、前月を0.02ポイント上回った。
- ・全国の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.43倍となり、前月と同水準となった。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		23年度	24	25	26	27	28年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月
有効求人倍率	本県	0.57	0.66	0.72	0.78	0.89	0.93	0.94	0.94	0.97	1.00	1.03	1.02	1.03	1.05	1.08	1.09	1.10	1.12
	全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.29	1.29	1.31	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43
新規求人倍率	本県	0.93	1.09	1.13	1.24	1.36	1.47	1.42	1.40	1.50	1.56	1.57	1.47	1.55	1.67	1.64	1.62	1.67	1.68
	全国	1.11	1.32	1.53	1.69	1.86	2.01	1.96	1.94	2.04	2.06	2.03	2.03	2.07	2.10	2.11	2.15	2.19	2.13

*28年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

1月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ16.0%増と6ヶ月連続の増加となった。

1月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(22.5%増)は16ヶ月連続の増加、【製造業】(10.5%増)は3ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(7.8%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(18.4%増)は6ヶ月連続の増加、【宿泊業、飲食サービス業】(29.9%増)は8ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(13.5%増)は15ヶ月連続の増加、【サービス業】(21.9%増)は2ヶ月連続の増加となった。

1月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ16.1%増と29ヶ月連続の増加となった。

新産業分類	平成27年度 (月平均)		平成28年						()内前年同月比(%)	
			10月		11月		12月		平成29年 1月	
新規求人数	12,244	(6.0)	13,436	(5.3)	13,315	(13.5)	11,652	(11.0)	15,138	(16.0)
D 建設業	838	(6.0)	1,064	(11.4)	1,045	(26.4)	970	(26.1)	1,125	(22.5)
E 製造業	1,128	(11.4)	1,237	(▲ 14.0)	1,080	(2.6)	1,150	(32.9)	1,422	(10.5)
H 運輸業、郵便業	521	(3.2)	667	(3.3)	764	(53.1)	411	(▲ 6.4)	554	(7.8)
I 卸売業、小売業	2,043	(1.6)	2,449	(7.8)	2,521	(23.9)	1,618	(0.1)	2,575	(18.4)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,004	(8.0)	1,128	(19.7)	1,105	(2.1)	1,014	(16.2)	1,343	(29.9)
P 医療、福祉	3,179	(6.7)	3,476	(12.9)	3,584	(21.7)	3,369	(8.7)	4,045	(13.5)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,587	(4.2)	1,399	(▲ 17.0)	1,439	(▲ 1.0)	1,231	(3.7)	1,682	(21.9)
有効求人数	32,231	(9.3)	36,323	(12.5)	36,343	(13.5)	35,010	(12.0)	37,237	(16.1)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

1月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.8%増と5ヶ月ぶりの増加となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(7.1%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

また、離職求職者(0.2%減)は5ヶ月連続の減少、無業求職者(9.4%増)は14ヶ月ぶりの増加となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(13.3%減)は14ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(3.3%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

1月の受給資格決定件数(2.1%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(11.0%減)は46ヶ月連続の減少となった。

1月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ3.1%減と81ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年						平成29年	
			10月		11月		12月		1月	
新規求職者数	8,992	(▲ 3.7)	7,668	(▲ 14.3)	7,106	(▲ 2.4)	5,708	(▲ 6.2)	9,165	(2.8)
44歳以下	5,362	(▲ 5.7)	4,558	(▲ 16.6)	4,259	(▲ 5.0)	3,344	(▲ 9.0)	5,357	(1.7)
※うち34歳以下	3,394	(▲ 6.7)	2,914	(▲ 16.4)	2,650	(▲ 8.1)	2,118	(▲ 8.1)	3,326	(▲ 0.5)
45歳以上	3,630	(▲ 0.6)	3,110	(▲ 10.7)	2,847	(1.7)	2,364	(▲ 2.0)	3,808	(4.4)
うち55歳以上	2,076	(2.1)	1,771	(▲ 6.5)	1,666	(6.0)	1,303	(▲ 3.5)	2,133	(3.2)
雇用保険受給 資格決定件数	2,268	(▲ 2.0)	2,002	(▲ 15.7)	1,781	(3.7)	1,243	(▲ 6.8)	2,001	(▲ 2.1)
有効求職者数	36,098	(▲ 4.3)	33,545	(▲ 7.3)	31,918	(▲ 7.8)	29,422	(▲ 7.4)	31,254	(▲ 3.1)
44歳以下	19,684	(▲ 5.6)	18,249	(▲ 8.5)	17,386	(▲ 8.8)	15,869	(▲ 8.6)	16,860	(▲ 3.7)
※うち34歳以下	12,269	(▲ 6.4)	11,375	(▲ 7.9)	10,751	(▲ 9.4)	9,882	(▲ 8.7)	10,426	(▲ 4.2)
45歳以上	16,415	(▲ 2.6)	15,296	(▲ 5.8)	14,532	(▲ 6.7)	13,553	(▲ 5.9)	14,394	(▲ 2.3)
うち55歳以上	9,986	(0.1)	9,312	(▲ 4.4)	8,888	(▲ 4.9)	8,282	(▲ 4.4)	8,740	(▲ 2.0)
雇用保険受給者 実人員	7,341	(▲ 7.3)	6,871	(▲ 12.0)	6,530	(▲ 11.2)	6,212	(▲ 13.3)	6,025	(▲ 11.0)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年						平成29年	
			10月		11月		12月		1月	
新規常用求職者	8,913	(▲ 3.5)	7,621	(▲ 14.3)	7,046	(▲ 2.6)	5,657	(▲ 6.1)	9,098	(3.0)
在職求職者	2,348	(0.9)	1,917	(▲ 15.9)	2,002	(3.2)	1,710	(▲ 4.6)	2,816	(7.1)
離職求職者	5,466	(▲ 3.6)	4,767	(▲ 12.4)	4,205	(▲ 3.2)	3,274	(▲ 6.4)	5,281	(▲ 0.2)
うち事業主都合	1,360	(▲ 5.9)	948	(▲ 24.2)	805	(▲ 19.8)	725	(▲ 15.1)	1,090	(▲ 13.3)
うち自己都合	3,830	(▲ 2.3)	3,579	(▲ 9.3)	3,203	(2.1)	2,391	(▲ 3.3)	3,923	(3.3)
無業求職者	1,099	(▲ 11.7)	937	(▲ 20.4)	839	(▲ 11.6)	673	(▲ 8.4)	1,001	(9.4)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

1月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ3.5%増と5ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年						平成29年	
			10月		11月		12月		1月	
就職件数	3,632	(▲ 3.4)	3,594	(▲ 5.4)	3,173	(▲ 1.0)	2,683	(▲ 3.0)	2,924	(3.5)
44歳以下	2,243	(▲ 6.4)	2,153	(▲ 10.0)	1,886	(▲ 6.1)	1,619	(▲ 6.7)	1,721	(1.7)
※うち34歳以下	1,263	(▲ 7.6)	1,228	(▲ 5.2)	1,021	(▲ 7.4)	892	(▲ 8.7)	935	(3.8)
45歳以上	1,389	(2.0)	1,441	(2.4)	1,287	(7.5)	1,064	(3.3)	1,203	(6.2)
うち55歳以上	683	(6.2)	696	(0.9)	630	(10.1)	517	(8.4)	571	(2.0)
雇用保険受給者	865	(▲ 2.1)	916	(▲ 6.3)	809	(▲ 2.1)	610	(▲ 8.5)	720	(11.1)

5. 完全失業率(全国)

	26年平均	27年平均	28年平均	8月	9月	10月	11月	12月	1月
完全失業率 (%)	3.6	3.4	3.1	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0
完全失業者数 (万人)	236	222	208	212	204	195	197	193	197

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成27年度 (月平均)		平成28年						平成29年	
			10月		11月		12月		1月	
正社員新規求人倍率	0.78	(0.09)	1.05	(0.23)	1.13	(0.16)	1.28	(0.23)	0.97	(0.10)
正社員新規求人数	4,692	(8.4)	5,293	(8.1)	5,355	(15.6)	4,891	(12.2)	5,983	(13.4)
全新規求人における 構成比	38.3%	(0.8)	39.4%	(1.0)	40.2%	(0.7)	42.0%	(0.5)	39.5%	(▲ 0.9)
新規常用フルタイム 求職者数	5,990	(▲ 4.2)	5,053	(▲ 15.8)	4,743	(▲ 1.1)	3,812	(▲ 7.8)	6,139	(0.6)
全新規求職者における 構成比	66.6%	(▲ 0.3)	65.9%	(▲ 1.2)	66.7%	(0.8)	66.8%	(▲ 0.9)	67.0%	(▲ 1.4)
正社員有効求人倍率	0.54	(0.07)	0.69	(0.15)	0.73	(0.15)	0.77	(0.14)	0.77	(0.13)
全 国	0.77	(0.09)	0.92	(0.13)	0.95	(0.13)	0.99	(0.14)	0.99	(0.12)
正社員有効求人数	12,688	(9.6)	14,707	(15.8)	14,678	(13.8)	14,424	(12.4)	15,310	(14.3)
全有効求人における 構成比	39.4%	(0.1)	40.5%	(1.2)	40.4%	(0.1)	41.2%	(0.1)	41.1%	(▲ 0.7)
有効常用フルタイム 求職者数	23,408	(▲ 5.9)	21,291	(▲ 9.0)	20,185	(▲ 9.2)	18,662	(▲ 8.7)	19,974	(▲ 4.6)
全求職者における 構成比	64.8%	(▲ 1.2)	63.5%	(▲ 1.1)	63.2%	(▲ 1.0)	63.4%	(▲ 1.0)	63.9%	(▲ 1.0)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

平成28年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	14,854	14,910	14,607	13,965	13,953	14,028	13,863	13,148	12,027	12,673			138,028
	有効求人	15,379	14,655	14,764	14,386	14,530	14,824	15,315	15,660	15,021	15,791			150,325
	求人倍率	1.04	0.98	1.01	1.03	1.04	1.06	1.10	1.19	1.25	1.25			1.09
北薩地域	有効求職	4,837	4,659	4,567	4,385	4,269	4,206	4,146	4,037	3,772	3,992			42,870
	有効求人	4,472	4,315	4,498	4,237	4,351	4,448	4,565	4,609	4,593	5,014			45,102
	求人倍率	0.92	0.93	0.98	0.97	1.02	1.06	1.10	1.14	1.22	1.26			1.05
川内	有効求職	2,466	2,388	2,337	2,248	2,195	2,169	2,138	2,067	1,935	2,003			21,946
	有効求人	2,072	1,934	2,067	1,895	2,010	2,085	2,185	2,120	2,125	2,359			20,852
	求人倍率	0.84	0.81	0.88	0.84	0.92	0.96	1.02	1.03	1.10	1.18			0.95
出水	有効求職	1,827	1,752	1,731	1,657	1,605	1,563	1,534	1,515	1,404	1,537			16,125
	有効求人	1,883	1,858	1,914	1,857	1,830	1,854	1,851	1,919	1,873	2,005			18,844
	求人倍率	1.03	1.06	1.11	1.12	1.14	1.19	1.21	1.27	1.33	1.30			1.17
宮之城	有効求職	544	519	499	480	469	474	474	455	433	452			4,799
	有効求人	517	523	517	485	511	509	529	570	595	650			5,406
	求人倍率	0.95	1.01	1.04	1.01	1.09	1.07	1.12	1.25	1.37	1.44			1.13
大隅地域	有効求職	5,408	4,989	4,678	4,411	4,414	4,322	4,114	3,960	3,644	4,033			43,973
	有効求人	5,042	4,716	4,675	4,549	4,911	5,020	5,473	5,307	5,013	5,154			49,860
	求人倍率	0.93	0.95	1.00	1.03	1.11	1.16	1.33	1.34	1.38	1.28			1.13
鹿屋	有効求職	3,530	3,154	2,985	2,903	2,965	2,889	2,717	2,642	2,428	2,650			28,863
	有効求人	3,467	3,206	3,141	3,085	3,384	3,402	3,686	3,561	3,349	3,421			33,702
	求人倍率	0.98	1.02	1.05	1.06	1.14	1.18	1.36	1.35	1.38	1.29			1.17
大隅	有効求職	1,878	1,835	1,693	1,508	1,449	1,433	1,397	1,318	1,216	1,383			15,110
	有効求人	1,575	1,510	1,534	1,464	1,527	1,618	1,787	1,746	1,664	1,733			16,158
	求人倍率	0.84	0.82	0.91	0.97	1.05	1.13	1.28	1.32	1.37	1.25			1.07
南薩地域	有効求職	4,476	4,376	4,267	4,121	4,252	4,276	4,211	3,989	3,706	3,957			41,631
	有効求人	3,709	3,804	3,804	3,623	3,798	3,865	4,049	3,953	3,800	4,033			38,438
	求人倍率	0.83	0.87	0.89	0.88	0.89	0.90	0.96	0.99	1.03	1.02			0.92
加世田	有効求職	1,574	1,544	1,479	1,445	1,491	1,499	1,510	1,452	1,379	1,480			14,853
	有効求人	1,403	1,485	1,576	1,526	1,470	1,469	1,581	1,461	1,403	1,502			14,876
	求人倍率	0.89	0.96	1.07	1.06	0.99	0.98	1.05	1.01	1.02	1.01			1.00
伊集院	有効求職	1,739	1,755	1,703	1,633	1,669	1,661	1,614	1,510	1,356	1,467			16,107
	有効求人	1,259	1,314	1,272	1,244	1,354	1,411	1,413	1,368	1,321	1,381			13,337
	求人倍率	0.72	0.75	0.75	0.76	0.81	0.85	0.88	0.91	0.97	0.94			0.83
指宿	有効求職	1,163	1,077	1,085	1,043	1,092	1,116	1,087	1,027	971	1,010			10,671
	有効求人	1,047	1,005	956	853	974	985	1,055	1,124	1,076	1,150			10,225
	求人倍率	0.90	0.93	0.88	0.82	0.89	0.88	0.97	1.09	1.11	1.14			0.96
始良地域	有効求職	5,482	5,307	5,093	4,798	4,818	4,887	4,905	4,627	4,229	4,453			48,599
	有効求人	4,933	4,666	4,640	4,535	4,648	4,678	4,888	4,738	4,508	4,984			47,218
	求人倍率	0.90	0.88	0.91	0.95	0.96	0.96	1.00	1.02	1.07	1.12			0.97
国分	有効求職	4,635	4,438	4,227	4,001	4,051	4,166	4,215	3,973	3,627	3,787			41,120
	有効求人	4,352	4,073	4,034	3,907	4,022	4,056	4,302	4,125	3,880	4,345			41,096
	求人倍率	0.94	0.92	0.95	0.98	0.99	0.97	1.02	1.04	1.07	1.15			1.00
大口	有効求職	847	869	866	797	767	721	690	654	602	666			7,479
	有効求人	581	593	606	628	626	622	586	613	628	639			6,122
	求人倍率	0.69	0.68	0.70	0.79	0.82	0.86	0.85	0.94	1.04	0.96			0.82
熊毛地域	有効求職	722	715	848	799	617	603	568	513	464	520			6,369
	有効求人	526	522	503	493	572	598	643	645	617	688			5,807
	求人倍率	0.73	0.73	0.59	0.62	0.93	0.99	1.13	1.26	1.33	1.32			0.91
奄美地域	有効求職	1,896	1,936	1,888	1,776	1,783	1,769	1,738	1,644	1,580	1,626			17,636
	有効求人	1,312	1,311	1,310	1,325	1,327	1,348	1,390	1,431	1,458	1,573			13,785
	求人倍率	0.69	0.68	0.69	0.75	0.74	0.76	0.80	0.87	0.92	0.97			0.78
県計	有効求職	37,675	36,892	35,948	34,255	34,106	34,091	33,545	31,918	29,422	31,254			339,106
	有効求人	35,373	33,989	34,194	33,148	34,137	34,781	36,323	36,343	35,010	37,237			350,535
	求人倍率	0.94	0.92	0.95	0.97	1.00	1.02	1.08	1.14	1.19	1.19			1.03

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島

始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城

熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅

奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

「ユースエール認定通知書交付式」を開催します

ユースエール認定制度は、平成 27 年 10 月 1 日施行の若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

鹿児島労働局において、平成 29 年 2 月に新たに 3 社の認定を行なったことに伴い、次のとおり「ユースエール認定通知書交付式」を開催します。

【日時】平成 29 年 3 月 16 日（木） 10 : 00

【場所】鹿児島合同庁舎 3 階第 2 会議室
鹿児島市山下町 13-21

【認定企業】（認定日順）

株式会社 現場サポート

有限会社 鹿屋畜産

アイテップ 株式会社

株式会社 有川組

※現在認定されている 4 社すべて出席

【交付する者】鹿児島労働局長

【出席者】各社の代表取締役社長

（担当：職業安定部地方訓練受講者支援室）

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」（4ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。  ＜認定マーク＞
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から－0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyoushu_m_t.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

<認定基準>

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下又は週労働時間60時間以上の正社員割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上 ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※³
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁴	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁵	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※³ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁴ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※⁵ 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

<若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について>

1. キャリアアップ助成金

認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、1人当たり最大60万円のところ、10万円を加算し70万円を支給する。 ※支給額は企業規模などにより異なります。

2. キャリア形成促進助成金

認定企業が「雇用型訓練コース」「重点訓練コース」を活用した場合、経費助成率を1/2から2/3に引き上げる。 ※助成率は企業規模などにより異なります。

3. トライアル雇用奨励金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給する（最長3カ月間）。

4. 三年以内既卒者等採用定着奨励金

認定企業が、学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた場合、1人当たり最大70万円のところ、10万円を加算し80万円を支給する。

※支給額は企業規模などにより異なります。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（低利融資の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

● 平成 28 年の労働災害発生状況（速報）

平成 28 年の労働災害発生状況（1 月末速報）

□ 死亡者数	19 人	前年同期比	2 人（11.8%）増加
□ 休業 4 日以上之死傷者数	1,894 人	前年同期比	219 人（13.1%）増加

平成 28 年の労働災害の発生状況については、平成 29 年 1 月末速報値で、死亡災害は前年同期比で 11.8%増の 19 人、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期比で 13.1%増の 1,894 人となっています。

第 12 次労働災害防止計画（以下「12 次防」という。）では、平成 29 年時点で死傷災害発生件数を平成 24 年よりも 15%以上減少させることを目標としていますが、4 年経過時点で 8.2%の増加（平成 29 年 1 月末時点の速報値を平成 24 年同期と比較したもの）となり、12 次防の重点業種に位置付けている社会福祉施設などの第三次産業では増加傾向が続いているなど、目標を達成するには相当の取組が必要となっています。

このため当局では、12 次防の最終年度（平成 29 年度）に向け、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業を捉えた「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による店舗や施設における自主的安全衛生管理活動の推進に取り組んでまいります。

（労働基準部健康安全課）

資料 1 平成 28 年 業種別死傷災害発生状況（平成 29 年 1 月末速報）

資料 2 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」パンフレット

平成28年 業種別死傷災害発生状況（平成29年2月8日速報値）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種 \ 年		平成28年		平成27年		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1894	19	1675	17	219	2	13.1%	11.8%
1 製造業	製造業	370	2	308	2	62		20.1%	0.0%
	1 食料品製造業	225	1	190	1	35		18.4%	0.0%
	4 木材・木製品製造業	19		10		9		90.0%	
	9 窯業土石製品製造業	15		20		-5		-25.0%	
	11～12 金属製品製造業	19		12	1	7	-1	58.3%	-100.0%
	13～15 機械機具製造業	28		21		7		33.3%	
	上記以外の製造業	64	1	55		9	1	16.4%	
2 鉱業		6		3		3		100.0%	
3 建設業	建設業	295	3	284	5	11	-2	3.9%	-40.0%
	1 土木工事業	123	2	104	3	19	-1	18.3%	-33.3%
	2 建築工事業	140	1	154	1	-14		-9.1%	0.0%
	3 その他の建設業	32		26	1	6	-1	23.1%	-100.0%
4 運輸交通業	運輸交通業	207	2	193	2	14		7.3%	0.0%
	1 鉄道・航空機業	8		8		0		0.0%	
	2 道路旅客運送業	26		15		11		73.3%	
	3 道路貨物運送業	172	2	169	2	3		1.8%	0.0%
	4 その他の運輸交通業	1		1				0.0%	
5 貨物取扱業	貨物取扱業	20		19	1	1	-1	5.3%	-100.0%
	1 陸上貨物取扱業	10		9	1	1	-1	11.1%	-100.0%
	2 港湾運送業	10		10				0.0%	
6 農林業	農林業	94	5	88	3	6	2	6.8%	66.7%
	1 農業	41		41				0.0%	
	2 林業	53	5	47	3	6	2	12.8%	66.7%
7 畜産・水産業		83	1	95	2	-12	-1	-12.6%	-50.0%
8 商業	商業	242	4	206	1	36	3	17.5%	300.0%
	1 卸売業	32		28		4		14.3%	
	2 小売業	173	4	151	1	22	3	14.6%	300.0%
	3 理美容業	2		3		-1		-33.3%	
	4 その他の商業	35		24		11		45.8%	
9 金融・広告業		23		15		8		53.3%	
11 通信業		14		7		7		100.0%	
12 教育・研究業		18		20		-2		-10.0%	
13 保健衛生業	保健衛生業	271		204		67		32.8%	
	1 医療保健業	101		81		20		24.7%	
	2 社会福祉施設	166		116		50		43.1%	
	3 その他の保健衛生業	4		7		-3		-42.9%	
14 接客娯楽業	接客娯楽業	125		115		10		8.7%	
	1 旅館業	26		29		-3		-10.3%	
	2 飲食店	64		55		9		16.4%	
	3 その他の接客娯楽業	35		31		4		12.9%	
上記以外の事業		126	2	118	1	8	1	6.8%	100.0%
陸上貨物運送事業（４－３・５－１）	映画・演劇業								
	15 清掃・と畜業	66	1	68	1	-2		-2.9%	0.0%
	16 官公署	2		1		1		100.0%	
	17 その他の事業	58	1	49		9	1	18.4%	
陸上貨物運送事業（４－３・５－１）		182	2	178	3	4	-1	2.2%	-33.3%
第三次産業（８～17）		819	6	685	2	134	4	19.6%	200.0%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	428	22.6%
	2	墜落・転落	402	21.2%
	3	はさまれ・巻き込まれ	213	11.2%
	4	動作の反動・無理な動作	206	10.9%
	5	切れ・こすれ	141	7.4%
	6	交通事故（道路）	101	5.3%
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	84	22.7%
	2	転倒	75	20.3%
	3	切れ・こすれ	58	15.7%
	4	墜落・転落	50	13.5%
	5	飛来・落下	21	5.7%
建設業	1	墜落・転落	123	41.7%
	2	飛来・落下	30	10.2%
	3	激突され	24	8.1%
	3	はさまれ・巻き込まれ	25	8.5%
	5	転倒	20	6.8%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	67	36.8%
	2	動作の反動・無理な動作	29	15.9%
	3	はさまれ・巻き込まれ	27	14.8%
	4	激突され	15	8.2%
	5	交通事故（道路）	12	6.6%
林業	1	激突され	16	30.2%
	2	切れ・こすれ	15	28.3%
	3	飛来・落下	8	15.1%
	4	はさまれ・巻き込まれ	4	7.5%
	5	崩壊・倒壊	3	5.7%
第三次産業	1	転倒	282	34.4%
	2	墜落・転落	130	15.9%
	3	動作の反動・無理な動作	128	15.6%
	4	交通事故（道路）	71	8.7%
	5	はさまれ・巻き込まれ	44	5.4%
小売業	1	転倒	64	37.0%
	2	墜落・転落	27	15.6%
	3	動作の反動・無理な動作	22	12.7%
	4	交通事故（道路）	16	9.2%
	5	切れ・こすれ	10	5.8%
	6	はさまれ・巻き込まれ	9	5.2%
社会福祉施設	1	転倒	62	37.3%
	2	動作の反動・無理な動作	47	28.3%
	3	墜落・転落	21	12.7%
	4	交通事故（道路）	9	5.4%
	5	激突	8	4.8%
飲食店	1	転倒	18	28.1%
	2	切れ・こすれ	12	18.8%
	3	高温・低温の物との接触	11	17.2%
	4	動作の反動・無理な動作	6	9.4%
	5	墜落・転落	5	7.8%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上の災害によるもので、死亡者数を含みます。

② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

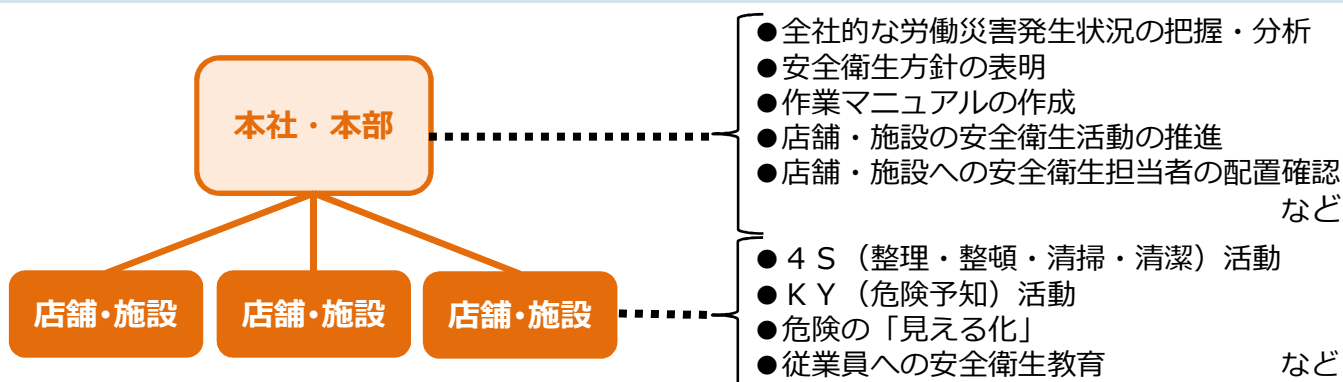
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

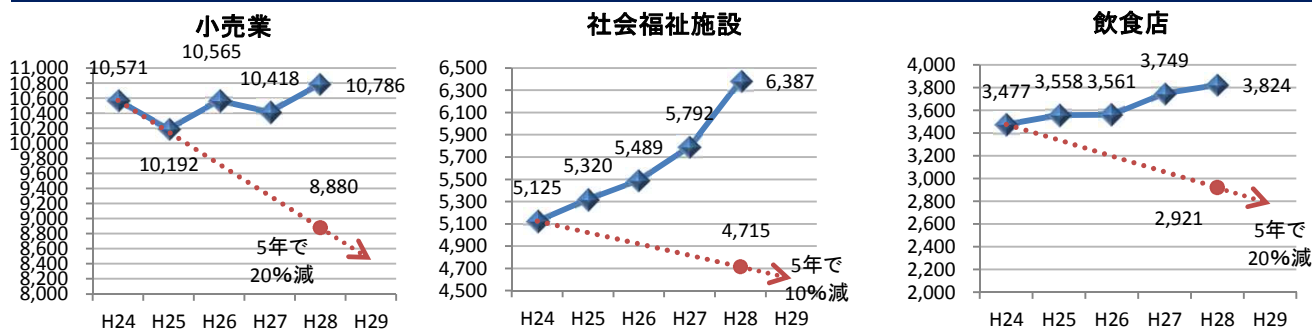
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「**働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動**」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」 「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	☐
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	☐
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	☐
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	—
①	4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	☐
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	☐
③	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	☐
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	☐
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	☐
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	☐
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	☐
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	☐
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	☐
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	☐
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	☐
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	☐
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	☐
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	☐
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	☐
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	☐
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	☐
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	☐

チェックリスト II

店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	☐
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	☐
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	☐
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	☐
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	☐
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	☐
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	☐
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	☐
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	☐
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	☐
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	☐

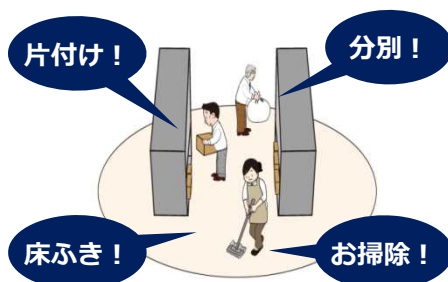
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S 活動」です。
- ◆4 S 活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎
 （自筆で署名しましょう）

③ K Y活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ K Yとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。K Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。K Y活動でつけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

● 安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ● 安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

平成29年度労働基準監督官採用試験の実施について

平成29年度労働基準監督官採用試験が、次のとおり実施されます。

1 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者
- (2) 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ① 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

2 試験の程度

大学卒業程度

3 試験区分及び採用予定数

労働基準監督 A (法文系) 約170名
労働基準監督 B (理工系) 約40名

4 インターネット受付期間

平成29年3月31日(金) 9:00～平成29年4月12日(水) 受信有効
インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、平成29年3月31日(金)～4月3日(月)です。

(4月3日(月)までの通信日付印有効。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。)

5 第1次試験日時について

平成29年6月11日(日) 午前9時35分～午後6時5分

6 お問い合わせ

鹿児島労働局総務部総務課人事係 電話099-223-8275